

# 福山市犯罪被害者等支援条例を制定しました

福山市では、犯罪行為により心や体が傷つき苦しむ被害者やその家族を支援するとともに、市民の皆さんが安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、

「福山市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

2025年(令和7年)  
4月1日施行



犯罪被害者支援  
シンボルマーク  
『ギユっとちゃん』

## 理念

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳と権利が尊重されること
- 犯罪被害者等が置かれている状況・事情に応じた適切な支援が行われること
- 市、市民、事業者及び関係機関等が連携・協力すること

## 責務

### 【市】

- 犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、実施すること

### 【市民・団体】

- 犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めること
- 二次被害が生じないよう、また、孤立させないように配慮すること
- 犯罪被害者等の支援に関する施策に協力すること

### 【事業者】

- 二次被害が生じないように配慮すること
- 犯罪被害者等の支援に関する施策に協力すること
- 犯罪被害者等の勤務等について配慮すること

## 【犯罪被害者等見舞金】

犯罪被害が原因の経済的負担を軽減するため、見舞金を支給します。

種類	支給対象	金額
遺族見舞金	犯罪行為によって亡くなられた人の遺族	30万円
傷害見舞金	犯罪行為によって重傷病を負った人 ※療養期間が1か月以上を要する 負傷又は疾病（精神障がいを含む）	10万円

### 対象要件

犯罪被害に遭われた時に福山市民であること

### 対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪に当たる行為（殺人、傷害、不同意わいせつ等）

※警察で被害届が受理されていることが必要です。

※過失による交通事故の被害は対象となりません。

※2025年（令和7年）4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。

## 【相談】

犯罪被害者が直面している様々な問題について、相談に応じるとともに、必要な情報提供や助言、関係機関との連絡調整を行います。

○相談窓口 福山市 多様性社会推進課  
(福山市役所本庁舎9階)

○相談時間 月～金 8:30～17:15  
(祝日・年末年始を除く)

○電話 084-928-1006

○メール [tayouseisyakai-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp](mailto:tayouseisyakai-suishin@city.fukuyama.hiroshima.jp)

※犯罪被害から再び平穏な生活を取り戻すまで、日常生活を営むために必要な支援や、精神的な被害の軽減又は回復に向けた支援、居住や雇用の安定を図るための支援を行います。

## お問合せはお気軽に

福山市市民局まちづくり推進部多様性社会推進課

電話 084-928-1006

Fax 084-928-1229

福山市 犯罪被害Q

